

新型コロナウイルスの感染拡大でお困りの事業主の皆様へ

ご存知ですか？

企業活動を一時的に止めたとしても

企業は、従業員に休業手当として賃金の6割以上を支払わなければなりません。



休業手当として支払った費用の一部が企業に補助されます。

雇用調整助成金

		中小企業	大企業	
通常	売上高が3ヶ月平均で10%以上低下した場合	2/3	1/2	
4月～6月末	新型コロナウイルス感染症による影響で売上高や客数などが、1ヶ月あたり5%以上低下した場合	9/10	3/4	解雇なし
		4/5	2/3	解雇あり

※4月～6月末の場合、国の雇用調整助成金を受給した事業主には、香川県から助成金の1/5が、1事業所あたり100万円を限度に追加されます。

※雇用保険に入っていないパートなど短時間労働者も対象になります。

お問い合わせ、お申し込みは下記まで

社会保険労務士法人 木内事務所

〒761-8071 香川県高松市伏石町2028番地2

TEL：(087) 816-8124

FAX：(087) 815-1172

※手続代行手数料として、成功報酬の20%（顧問先は10%）が発生いたします。

混み具合によっては、お引き受けできないこともありますのでご了承ください。

令和2年3月31日